

新型コロナウイルス感染症の影響による減額返還制度・返還期限猶予制度の利用について (Q&A)

Q 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減ったため、毎月の口座返還額を減額あるいは一定期間返還を待ってもらえることはできますか。

A 減収により経済困難になったときは、収入基準等の条件を満たし、審査により承認されれば、願出に基づいて減額返還制度（約束した月額を減額して返還継続）、あるいは返還期限猶予制度（一定期間返還を猶予）を利用することができます。

令和2年度の所得証明書では収入基準を超える年収であっても、その後の減収により今年分の推定年収が基準額以下になることが明らかであれば、そのことがわかる証明書類を前記の所得証明書とともに提出してください。審査により承認されれば、減額返還制度あるいは返還期限猶予制度を利用することができます。

〈追加証明書類の例〉（以下の書類のいずれか1点を経済困難の証明書に追加して提出してください）

【給与所得者】

- ・直近連続3か月分の給与明細コピー
- ・勤務先発行の給与証明書（事業所名・奨学生本人名・支給総額・支給年月が明記されたもの。勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月発行のもの）
- ・勤務先発行の減収証明書（事業所名・奨学生本人名・支給総額（見込み可）・支給年月が明記されたもの）

【給与所得者以外】

- ・奨学生ご本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー（自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要です。）
- ・奨学生ご本人の収入見込み額連続3か月分が分かる帳簿（自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要です。）

詳細は下記をご参照ください。

[減額返還 減収による申請](#)

[返還期限猶予 減収による申請](#)

※返還期限猶予願は、機構ホームページからダウンロードして、郵送してください。スカラネットパーソナルからも印刷・作成ができます。

[返還期限猶予願](#)

[スカラネットパーソナル](#)